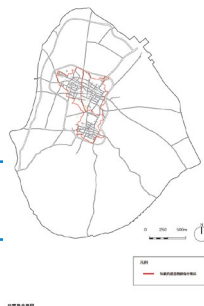


竹富町竹富島(沖縄県)

(1)保存地区の概要

地 区 名	竹富町竹富島
種 別	島の農村集落
面 積	38.3ha
選定年月日	1987年(昭和62年)4月28日
特 徴	竹富町竹富島伝統的建造物群保存地区は、島の中央に位置する3つの集落からなり、白砂の道とグック(石積)、屋敷林に囲まれた屋敷に分棟形式の赤瓦屋根の民家が立ち並ぶ昔ながらの農村集落景観を残している。



(2)保存地区のあゆみ

- 1975年(昭和50年) 伝統的建造物群保存対策調査「竹富島の民家と集落～計画保全と観光活動に関する報告」刊行
- 1984年(昭和59年) 伝統的建造物群保存計画策定調査「沖縄県集落景観保存整備計画」刊行
- 1986年(昭和61年) 「竹富島憲章」制定(竹富公民館:3月)「竹富町歴史的景観形成地区保存条例」制定(竹富町:3月)
- 1987年(昭和62年) **「重要伝統的建造物群保存地区」選定** 修理修景事業開始
- 1993年(平成5年) 「竹富島景観形成マニュアル」作成
- 1997年(平成9年) 「竹富島道路維持管理・交通システム計画」刊行
- 1999年(平成11年) 「竹富島の民家と集落～竹富島伝統的建造物群保存地区保存計画見直し報告書」刊行
- 2000年(平成12年) 環状線の完成・供用開始
- 2007年(平成19年) 伝建地区内の旧与那国家住宅が重要文化財に指定される
- 2009年(平成21年) 「竹富町竹富島歴史的景観形成地区保存計画書」刊行
- 2014年(平成26年) 伝建九州ブロック大会in竹富島開催
- 2017年(平成29年) **「重要伝統的建造物群保存地区」選定30周年**
- 2020年(令和2年) 「竹富町竹富島歴史的景観形成地区保存計画書」改定

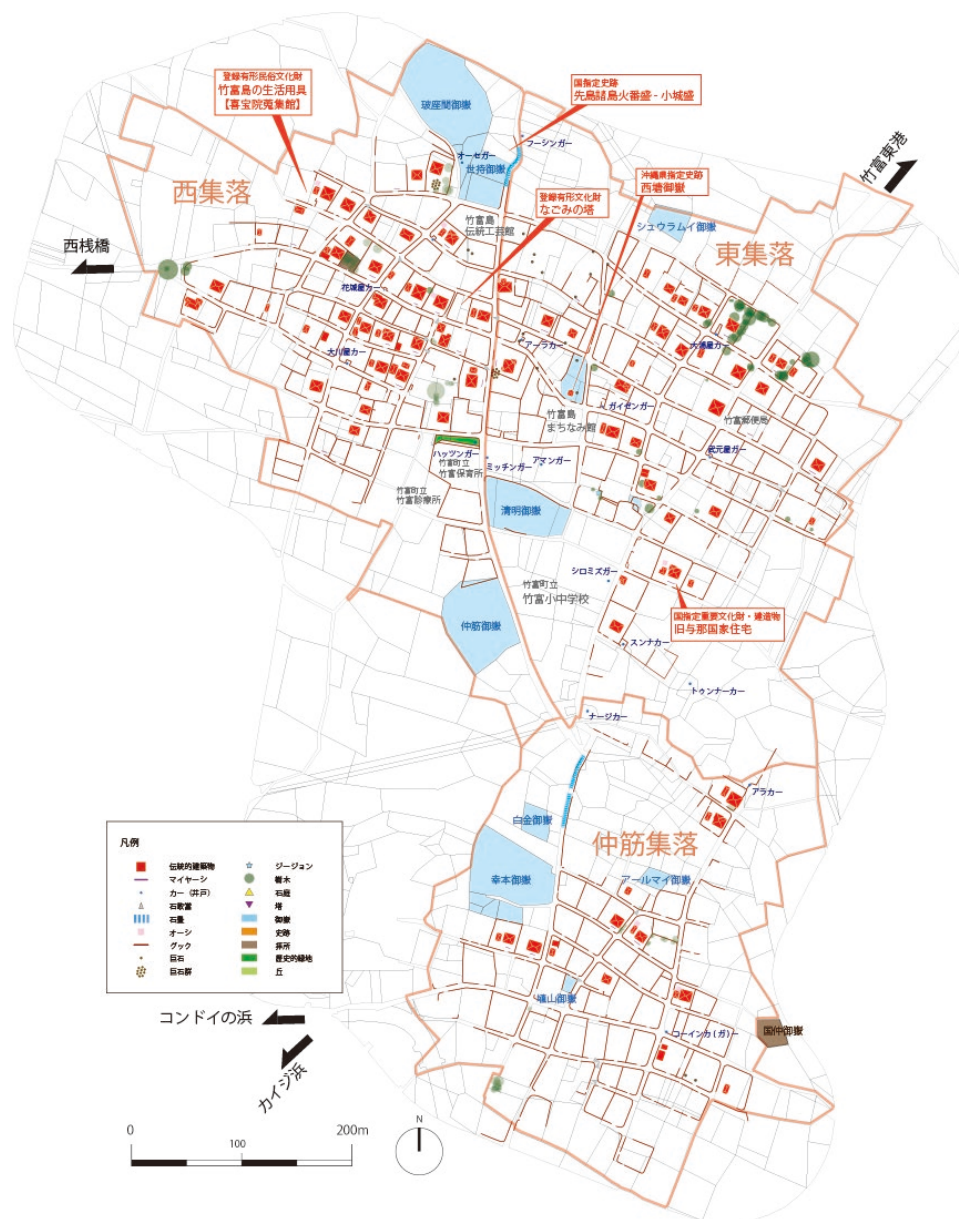
(3) 保存地区の保存と整備

竹富島重要伝統的建造物群保存地区は、選定から30年が経過し、109件の保存物件のうち、8割近くが修理事業を終えている。

・修理事業(平成元年～令和7年まで)

フーヤ(主屋) : 67件
トーラ(付属舎) : 38件
その他(御嶽) : 1件
案内板 : 2件

平成30年度 フーヤ: 2件
令和元年度 フーヤ: 2件
令和2年度 フーヤ: 3件
令和3年度 フーヤ: 3件 トーラ: 1件
令和4年度 フーヤ: 3件 トーラ: 1件
令和5年度 フーヤ: 2件
令和6年度 0件
令和7年度 トーラ: 2件

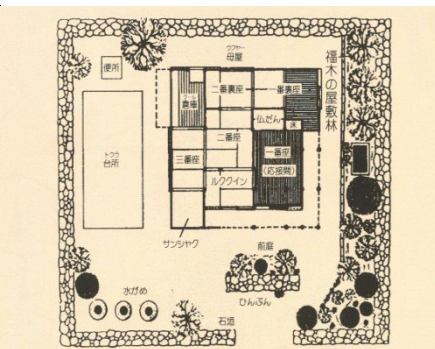


伝統的建造物・工作物・環境物件保存物件／候補物件分布図

(4) 保存地区の活用とまちづくり

1) 重要文化財 旧与那国家住宅の活用

竹富島を象徴する伝統的家屋である重要文化財旧与那国家住宅の保存活用計画を平成29年度において策定した。本重要文化財を保存活用することで、竹富島の伝統的な家屋の姿を後世に伝えるだけでなく、地域住民の交流施設・生涯学習施設また、観光資源としての利用が望まれている。



重要文化財旧与那国家住宅

保存優先の基本理念

竹富島を活かす島づくりは、すぐれた文化と美しさの保存がすべてに優先されることを基本理念として、次の原則を守る。

1. 「売らない」 島の土地や家などを島外の者に売ったり、無秩序に貸したりしない。
2. 「汚さない」 海や浜道、集落など島全体を汚さない。また、汚させない。
3. 「乱さない」 集落内、道路、海岸などの美観を、広告、看板、その他のもので乱さない。また、島の風紀を乱さない。
4. 「壊さない」 独特の農村集落景観、美しい自然環境を壊さない。また、壊させない。
5. 「活かす」 伝統的祭行事を、島民の精神的支柱として、民俗芸能、地場産業を活かし、島の振興を図る。

2) 竹富島憲章の改正

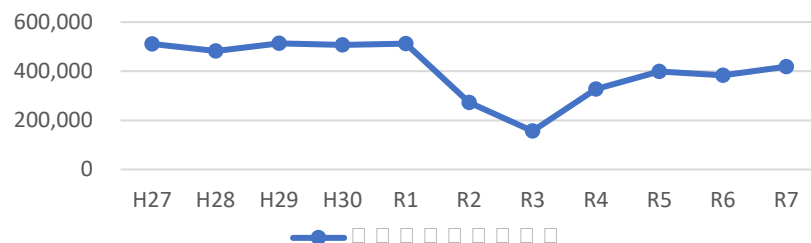
竹富公民館では、竹富島憲章制定30周年を機に、基本理念である

売らない・汚さない・乱さない・壊さない・生かすの5項目のうち、「生かす」を「活かす」に改定し、祖先から受け継いだ民俗芸能・地場産業や美しいまちなみを守り、さらなる活用を目指していくことを決議している。

3) 観光客の増加

修景事業により保存された伝統的家屋が立ち並ぶ、落ち着いた佇まいの竹富島には、年間40万人を超える観光客が訪れている。重伝建ばかりではなく有形無形の文化財を多く抱えており、観光地としても発展を遂げている。

竹富島観光入域者数（人）



集落を巡る水牛車観光



国指定重要無形民俗文化財
竹富島の種子取



国指定登録有形文化財
西棧橋

(5)住民等の取組

・地域住民による活動

- ・ 集落内を走る白砂の道は、毎朝住民により掃き清められている。
- ・ 竹富島では、公民館の下部組織として竹富島集落景観保存調整委員会、通称「まちなみ調整委員会」があり、月に一度会議を持っている。現状変更許可申請が提出されると、その1件1件についてよりまちなみに沿った景観のあり方を議論し、行政ではわからない住民目線の意見を行政に伝えるほか、申請者と景観についての調整を行っている。
- ・ 竹富公民館は、島の土地を守るため独自の憲章を設け、乱開が起らないように努力している。平成27年には、今後一切のゾート開発を受入れないと竹富公民館定期総会で決議した。
- ・ 保存物件に使用する伝統的な材料は、船で15分程のところにある石垣島で建替えにより取壊される古民家の廃材を提供して頂き、古材による修繕を行っている。
- ・ 伝統的な工法を継承するため、建築工事等に住民が参加し、学習する機会を作っている。
- ・ 史跡等の清掃を行い、文化財の面から新たな観光資源の発掘にも力を入れている。



・住民の声

重伝建指定から30年が経過しました。
指定により、昔ながらの沖縄の原風景を今に残す事ができ嬉しく思います。

現在の竹富島は、農業ではなく、観光業が主な産業となり、沖縄の原風景を求めてくる観光客も増え、竹富島も潤っております。

しかし、問題もあります。

山の無い竹富島は、西表島より建材を調達してきた歴史がありますが、現在西表島の山では伐採が禁じられ、伝統的な建材の調達が困難となっています。

また、コンクリート造りの家が主体となった現在では、沖縄の伝統的な家屋を建てる技術を持った大工が少なく、技術の継承が課題となっています。

島の若者たちがこの課題に気づき、伝統的な技術を学ぼうと、島の大工のはからいにより、現場での学習機会を持つなど、伝統技術の伝承に向けた取組みについて試行錯誤を重ねています。

祖先から受け継いだ島と心を大切に守りながら、技術の継承と材料の確保といった課題を解決できるよう努力し、次世代へ向けてこの風景を残して行きたいと思っています。

地域代表

